

平成30年度

第2回愛知県障害者施策審議会

会議録

平成30年12月21日（金）

愛知県障害者施策審議会

平成30年度 第2回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

平成30年12月21日（金） 午後3時から午後4時35分まで

2 場所

愛知県白壁庁舎5階 第1研修室

3 出席者

井上委員、猪口委員、岩田委員、岡田委員、川崎会長、黒江委員、黒田委員、高橋（脩）委員、高橋（美）委員、高柳委員、徳田委員、服部委員、古家委員、牧野委員、村上委員

（事務局）

健康福祉部長 ほか

4 開会

定刻になりましたので、ただ今から平成30年度第2回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

それでは、開催にあたりまして、平田健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

5 部長挨拶

みなさん、こんにちは。愛知県健康福祉部長の平田でございます。委員の皆様方には、大変お忙しいところ、「愛知県障害者施策審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進に、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

当審議会につきましては、今年度第2回目の開催となります。本日は次第にありますように議題が2件と報告事項が2件ございます。

議題の1及び2件目では、平成28年10月に制定しました「手話言語・障害者コミュニケーション条例」に基づき取り組んでおります「障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策」について御意見をいただきたいと存じます。

また、報告事項につきましては、「地域生活支援拠点等の整備について」そして教育委員会から「第2期愛知県特別支援教育推進計画の策定」について御報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

6 定足数確認

では、議事に入る前に事務局より若干御連絡申し上げます。まず、定足数の確認でございます。

本日は、委員数20名のうち、過半数以上の15名の方が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により当審議会は有効に成立しております

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。12月7日（金）から県のホームページで、審議会の開催のお知らせをしており、本日の傍聴者は1名いらっしゃいますので、御報告いたします。

傍聴の方にお願ひ申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

8 資料確認等

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、A4版で本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領でございます。続いて、資料につきましては、資料1から資料5までございまして、資料5につきましては、資料5-1、資料5-2となっております。

資料の不足等がありましたらお申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは進行させていただきます。

本会議では、手話通訳及び要約筆記の方に御協力をいただきながら進行していきますので、皆様におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを御利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、川崎会長にお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

9 会長挨拶

皆様こんにちは。本日は、年末の大変お忙しい中、障害者施策審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回は今年度2回目の審議会となります。内容は、先ほど平田健康福祉部長からの挨拶にもありましたとおり、議題が2件に報告事項が2件ございまして、いずれも重要な内容となっております。

議題の「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について」は、昨年度に引き続きまして、障害者施策審議会専門部会において、検討を進めていただきましたことに御礼申し上げます。

本日は、専門部会には参画されていない委員さんからも様々な視点から御意見をいただきまして、より充実した施策にしていいただければと考えております。限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞って御発言をお願ひしたいと思います。円滑に会議を進めていきたいと思ひますので、御協力をお願ひします。

また、委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、御質問していただきたいと思います。そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願ひ申し上げます。簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

10 議事録署名者指名

それでは、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと存じます。

今回は、猪口委員と岡田委員にお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひします。

1 1 事務連絡

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、午後4時30分を予定しておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

1 2 議題（1）手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について（平成30年度第2回愛知県障害者施策審議会専門部会報告）

1 3 議題（2）手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について（平成30年度第3回愛知県障害者施策審議会専門部会報告）

川崎会長

それではまず、議題の1番目「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について（平成30年度第2回愛知県障害者施策審議会専門部会報告）」、また、関連がありますので、議題の2番目、同じく「平成30年度第3回愛知県障害者施策審議会専門部会報告」を一括して審議いただきたいと存じます。

本来ならば、審議会条例第6条第4項により、専門部会の部会長が報告することとなっておりますが、部会長である永田委員が欠席のため、事務局から説明をお願いします。

障害福祉課 坂上課長補佐

それでは、事務局から説明させていただきます。障害福祉課の坂上です。よろしくお願いいたします。

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について、まず、平成30年度第2回愛知県障害者施策審議会専門部会の報告です。資料1を御覧ください。

平成30年9月13日木曜日午後2時から愛知県本庁舎6階、正庁で、委員12名出席で開催しました。

議題1はあいち健康福祉ビジョン2020別冊（愛知県障害者計画追補版）のデザインについてということで、これにつきましては別紙1-1を御覧ください。検討内容といたしましては、別冊の表紙、背表紙及び6ページの「これまでの取組」のデザインと、背表紙の「様々なコミュニケーション手段」の記載内容についてでございます。実際には、委員の皆様の意見を踏まえまして、最終的に皆様のお手元にお配りいたしました別冊が出来上がりまして、10月15日に記者発表をしているところです。なお、1ページから5ページまでの計画部分につきましては、既に第1回の本審議会でお諮りいたしまして御了解を得ているところでございます。

もう出来上がってしまっておりますが、専門部会における主な意見といたしましては、

- ・ 表紙はその冊子の顔といえるので、障害がある人となない人が共生していく社会になるという思いを込めて、手をつなぐようなイメージのイラストにしてほしい。
- ・ 背表紙の部分について、説明文の文字が小さくて読めないのもので、レイアウトを考えて読みやすさを工夫してほしい。

など、色々と御意見がありました。これらを踏まえて作成しましたのがこの別冊の冊子になります。

続きまして、第2回専門部会の議題の2普及啓発事業について、アのリーフレットについてと、イのイベントについてであります。別紙2-1を御覧ください。今年度の普及啓発事業につきましては、中小企業向けに障害者の雇用をテーマにしたものを作成するというので、別紙2-2のA3判2枚のものをたたき台として示しました。これに対する主な御意見が2-1の下に記載のとおりです。

- ・ 中小企業向けであれば、様々なコミュニケーション手段よりも障害の特性を載せた方が良いのではないか。
- ・ 成功例について、特別支援学校や労働局に聞くと良いと思う。
- ・ 障害者雇用率のことも掲載すべきである。
- ・ 表紙には「手話言語・障害者コミュニケーション条例が平成28年度に出来ました」ということを入れるべきである。
- ・ 企業の方に、いろいろな補助制度、助成制度があるということを入れると、それがメリットになるのではないか。
- ・ 表題が分かりづらいので、何か工夫をすべきである。
- ・ デメリットの裏返しがメリットになるので、そこをうまく表現すべきではないか。
- ・ 平成の表記は、西暦表記にした方が良い。
- ・ 3つのポイントではなく、3つのファーストステップとしてはどうか。

などがございます。これらの意見を取り入れまして、現在作成しているところでございます

イベントにつきましては、別紙2-3を御覧ください。9月に名古屋市民ギャラリー矢田で開催いたしました「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」の中で、ハローワークの障害者雇用促進セミナーとコラボいたしました。①の「聞こえない人」ってどういうこと？と、③の「全盲の歌姫『若渚』」さんのステージ発表を行いました。他の啓発イベントにつきましては、平成29年度は、今年3月に産業労働部主催で開催いたしました障害者ワークフェアが、今年度は開催されないこと、また同じく産業労働部開催のトップセミナーにつきましても調整をしましたが、連携できないことを報告いたしまして、今年度につきましては、障害福祉課で主催するカラーユニバーサルデザインのセミナーとコラボして実施していく方向で進める旨を報告いたしました。

また、資料1にお戻りいただきまして、報告事項が2つございました、1つはお配りいたしました別冊の2ページの中ほどに、施策の方向性と主な取組とありまして「啓発及び学習の機会の確保に関すること」の一番下に記載があります「本県職員の手話や筆談のノウハウを学ぶ機会を確保するよう努めます。」とありますことから、まずは足下からということで、障害福祉課職員向けに筆談講習会を開催するという報告いたしました。結果、約20名参加いたしまして非常に好評でございました。

2つ目には、市町村社協の福祉教育担当者会議で、昨年度この普及啓発事業で作成いたしました子ども向けの普及啓発用のワークシート、県内の小学生全員に配ったものですが、あまり活用されていないという委員さんからの御指摘もございましたので、小中学校で開催されている福祉実践教室で御活用いただきたい旨を依頼してきたという報告をいたしました。

第2回の専門部会については以上でございます。

引き続きまして、議題の2について説明いたします。資料の2を御覧ください。

平成30年11月22日木曜日に開催いたしました第3回の専門部会についてであります。同じく本庁舎6階、正庁で開催し、13名の委員にご出席いただきました。

議題といたしましては、普及啓発事業のリーフレットについて、イベントについて、来年度の事業についての3つになります。

まず、別紙1-1を御覧ください。第2回の専門部会で委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、別添のリーフレット案をたたき台として提示し、御意見をいただきました。見比べながら御覧いただければと思いますが、いただいた主な意見は、

- ・ 障害者の「雇用」と「採用」という言葉が出てくるので、整理した方が良い。
- ・ 表紙の「愛知県では条例を制定しました。」の文字はもっと読みやすくしてほしい。

- ・ 障害者雇用の助成金制度のところ、枠がはっきりしていないので、分かりやすくしてほしい。
- ・ 3つのファーストステップのステップ1はとにかくではなく、まず採用してみる、としてほしい。
- ・ ステップ2と3を入れ替えて、本気でその人が十分活躍できる舞台を用意する、としてほしい。
- ・ 3つのメリットのメリット2のところ、生産性の向上に繋がるのではなく、職場の活性化などに繋がる、としてほしい。
- ・ 障害者雇用率制度のところ、国・地方公共団体等の雇用率も入れるべきである。
- ・ 様々な障害特性のところ、障害をある程度分類して並べてほしい。

本日の資料は白黒で分からないかもしれませんが、

- ・ 全体の色合いについて、読みやすいように工夫してほしい。

という御意見をいただきました。

これらの意見を踏まえまして、このリーフレットについては現在修正案を作成中で、年内に再度委員の皆様にご意見照会を行いまして、年明けの1月の中旬位には作成し、配布をする予定としております。

次に、イベントについてでございます、別紙2-1を御覧ください。情報のユニバーサルデザイン普及セミナーを開催し、その第2部として3団体から条例の普及をテーマにセミナーを開催することとして、その団体の選定を行いました。別紙2-2を御覧ください。

カラーユニバーサルデザインのセミナーと条例の普及啓発を図るセミナーの2部構成とし、年明けに行うものであります。部会での話し合いの結果、別紙2-1に戻りますが、名古屋ライトハウス様、愛知盲ろう者友の会様、愛知県難聴・中途失聴者協会様の3団体に決定いたしました。

ちなみに、その後の調整によりまして、年明けの2月14日木曜日、第1候補として栄のガスビルで開催する方向で調整を進めているところであります。

最後に来年度の普及啓発事業について、別紙3-1を御覧ください。

特にリーフレットにつきまして、今後どういう方向性で作成するかですが、資料に別紙2-3とありますが、別紙3-2の誤りです。別紙3-2を御覧ください。

これまで、条例を制定しました28年度は条例を説明するリーフレット、昨年29年度は子ども向けのワークシート、今年度は企業向けに障害者の雇用をテーマにしたリーフレットを作成しておりますが、来年度以降どうするかについて検討いたしました。

あいち健康福祉ビジョン2020の目標年度である2020年度までの方向性を決め、それを繰り返していくことを基本とすることについては了承されましたが、来年度どうするかにつきましては、別紙3-1に戻りますけども

- ・ 地域向けのリーフレットにしたらどうか。
- ・ サービス事業者向けのコミュニケーション支援シートのようなものはどうか。
- ・ リーフレットの作成ではなく、例えば鳥取県のようにTVコマーシャルを作るというのはどうか。

という意見がございました、最終的にはまとめきれませんでしたので、今後検討を進めることと致しております。

なお、来年度のイベントにつきましては、あいちアール・ブリュット障害者アーツ展の日程は固まっております、2019年9月11日から16日までで、その中の平日の日程でハローワークの障害者雇用促進セミナーを開催し、そこで例年どおり普及啓発セミナーを開催する方向で調整しております。

第3回専門部会の議題については以上でございます。

また、恐縮ですが、資料2にお戻りください。

報告事項ですが、1点目は第2回の専門部会の報告事項として先ほど申し上げましたが、筆談講習会です。障害福祉課職員向けでうまくいきましたので、全庁職員向けに筆談講習会を開催している旨を報告いたしました。1回の開催定員が約40名が限界ということで、3回計120名定員で募集しましたところ、180名ほどの応募がありまして、最終的には130名ほどの職員が受講いたしました。非常に好評でございました。

2点目は第2期愛知県特別支援教育推進計画の策定について、特別支援教育課から報告がありました。本審議会でもこの後、報告事項として報告されますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上です。

川崎会長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進」につきまして、議題の1、2を一括して説明していただきました。

これにつきまして、皆さん方から御意見や御質問がありましたらお伺いしますが、いかがですか。では、黒田委員をお願いします。

黒田委員

公募委員の黒田です。色々と御説明いただきありがとうございました。

本日の資料に閉じこんであります、薄いグリーンのあいち健康福祉ビジョン別冊を御覧いただくとお分かりいただけるかなと思うのですが、一番最後の裏面を御覧いただきますと、全体に薄いグリーンの色がかり、文字そのものもグリーンなんです、グリーン背景にグリーン文字は、本来は非常に読みにくいパターンだと思います。

今度作られるリーフレットも背景色と文字が同色になると、読みにくいのではないかなと懸念しています。これについては、専門部会でも発言させていただきましたが、どういう方向性になるのか説明いただけないでしょうか。

川崎会長

ありがとうございました。

これについて、事務局の方から御説明をお願いします。

障害福祉課 坂上課長補佐

事務局の坂上です。黒田委員の御意見につきましては、現在業者との打合せを進めております。

別冊の作成時はコントラストを強めることとしましたが、専門部会において御意見をいただきましたので、背景色は現在と同色で、文字色を黒とする方向で業者との調整を進めております。

川崎会長

ありがとうございました。

パステルカラーでいいと思いますが、障害のある方にとっては読みにくいのかなということもあり

ますので、御検討をお願いします。

他に何か御意見等がございましたらどうぞ。では、岡田委員をお願いします。

岡田委員

愛知県自閉症協会つぼみの会の岡田です。よろしくお願いします。

資料2別紙2の2のイベントのユニバーサルデザイン普及セミナーのことですが、第1部と第2部で定員100名と書いてありますが、これは民間企業のどのような立場の方が受けられるセミナーなのか教えてください。

川崎会長

事務局の方から御説明をお願いします。

障害福祉課 坂上課長補佐

カラーユニバーサルデザインのセミナーになりますので、色覚の多様性やカラーユニバーサルデザインの必要性について、デザインや印刷関係の会社を想定しています。

岡田委員

ありがとうございます。

セミナーを受けられた方が自分の会社に戻られて、セミナーの内容を皆さんに普及していただきたいと思しますので、その辺りをセミナーの中で強く訴えていただきたいなと思しますのでよろしくお願いします。

障害福祉課 坂上課長補佐

はい、特にデザインとか印刷系の企業ということでございますので、会社に戻ってからということもございまして、作られた作品が世間に出回ることも考えておまして、そういった意味では普及啓発になるのではないかと考えております。以上でございます。

川崎会長

ありがとうございます。岡田委員よろしいでしょうか。

では、なにか他に御質問御意見ありましたらお伺いしますが、よろしいでしょうか。

それでは、特段御意見もないようですので、この2点につきましては、御了承いただいたということよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、事務局に置かれましては、皆様から出された意見を踏まえてですね、引き続き専門部会においてコミュニケーション手段の利用促進に向けて検討を進めていただくようお願い申し上げます。

14 報告事項（1）地域生活支援拠点等の整備について

川崎会長

次に、報告事項に移ります。本日報告事項は2件あります。

それでは、報告事項1「地域生活支援拠点等の整備について」を事務局から説明をお願いします。

障害福祉課 加藤（千）課長補佐

障害福祉課相談支援グループの加藤と申します。よろしくお願いたします。

地域生活支援拠点等の整備について、説明いたします。

では、資料3の1ページを御覧ください。こちらの資料は、7月の第1回審議会の資料と同じものですが、改めて説明をさせていただきます。

地域生活支援拠点等の整備につきましては、第4期愛知県障害福祉計画の新規目標として掲げられていたところでございます。

資料の左上の<目標と実績>のうち、「成果目標」の欄を御覧ください。第4期愛知県障害福祉計画の具体的な目標でございますが、「平成29年度末までに各市町村または各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備する」となっております。その目標に対しまして、その下の欄、平成29年度末時点の実績でございますが、15市町村（8市町及び2圏域等）で整備されたところございまして、進捗率は27.7%ございました。各市町村の整備状況につきましては、下にあります一覧表の方を御確認いただければと思います。

資料の右下の<今後の取組方針>の枠囲みを御覧ください。

1つ目の○の最後のゴシック部分でございますが、2市町を除いて、第5期障害福祉計画の終期であります、平成32年度末までに地域生活支援拠点等を整備すると回答いただいております。

2つ目の○でございますが、県としましては、ゴシック部分でございますけれど、地域アドバイザーと連携し、各市町村における取組状況を把握しながら、市町村に整備推進を働きかけてまいります。

また、3つ目の○でございますが、整備済の地域生活支援拠点等につきましても、地域アドバイザーと連携し、市町村に機能内容の充足を働きかけてまいります。

こうした方針を受けまして、第5期障害福祉計画を進めていくわけでございますが、次の資料3の2ページを御覧ください。

今年4月6日付けで厚生労働省から送付されました事務連絡でございます。厚生労働省における今年度の新たな取組といたしまして、文書の題名の部分でございますけども、「地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための都道府県ブロック会議」が開催されることとなりました。

本県も立候補いたしまして、来週開催の予定としております。

本県における会議の具体的な内容につきましては、2ページおめくりいただきまして、資料3の4ページを御覧ください。

左側の「1 目的」でございますが、地域生活支援拠点等の現状の課題や傾向等を把握し、未整備の自治体の整備促進（底上げ）や好事例自治体の横展開を図りつつ、地域生活支援拠点等のあり方を検討するために開催するとしております。

「3 主催」でございますが、この会議は、厚生労働省と本県が共催により開催いたします。

「4 開催日時・場所」でございますが、来週25日火曜日の午前10時から、県自治センターで開催いたします。

「5 議事」を御覧ください。会議のスケジュールでございますが、午前中に厚生労働省職員による行政説明や、整備済及び未整備の市町村それぞれ1か所から事例発表を行いまして、午後に市町村の参加者によるグループワークを行うこととしております。各市町村の整備状況等について参加者に情報共有していただき、持ち帰っていただいて、それぞれの市町村における地域生活支援拠点等の整備や拡充に向けたヒントとしていただければと考えております。

「6 参加者」ですが、県内ほぼすべての市町村から66名の市町村職員が参加いたします。また、委託相談支援事業所から9名、福祉相談センター等の県職員、近隣の岐阜県、三重県、静岡県からも御

参加いただき、合計138名が参加して協議していただく予定となっております。

今後も、市町村における地域生活支援拠点等の整備促進・拡充のため、県としてできることに取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上で終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

川崎会長

ありがとうございます。

ただいま説明のありました「地域生活支援拠点等の整備」について、皆様方から御意見や御質問等があればお伺いします。

それでは、黒田委員よろしく願いします。

黒田委員

公募委員の黒田です。

質問させていただきたいのですが、川崎会長さんが始まる前に会議の中で分かりづらい言葉があったら遠慮しないで意味を聞いてくださいとおっしゃったので、分からない言葉が今出てきましたのでお聞きしたいのですが、資料3の4ページ左上の「1 目的」の2行目に好事例自治体の横展開を図りつつという言葉が出ております、横展開というのは市町村の展開のことなのかなと思って聞いておりましたが、横展開という言葉があるということは、縦展開という言葉もあるのかなと思うのですが、横展開がどういうもので、縦展開がどういうものかを御説明いただければと思います。

川崎会長

御質問ありがとうございます。それでは事務局の方から御説明をお願いします。

障害福祉課 加藤（千）課長補佐

まず、好事例自治体の横展開でございますが、この地域生活支援拠点等の整備が進んでいる先進的な自治体における取組方法を他の市町村に情報共有することで、整備の進んでいない市町村が参考にして、新たに事業内容を展開していただくことと認識しています。

縦展開については申し訳ありませんが、存じ上げておりません。

おそらく横展開という言葉が広く広げていく内容かなと思います、縦展開といいますとそれぞれの市町村でさらなる機能強化を図ることかなと思いますので、御理解いただければと思います。

申し訳ありません。

川崎会長

ありがとうございます。黒田委員よろしいでしょうか。

では、猪口委員お願いします。

猪口委員

横展開と縦展開は、グラフに関連するものではないかと思うのですが、どうでしょうか。

障害福祉課 加藤（千）課長補佐

今回の事業は、グラフ化はされておられません。グラフに関連するものか否かの答えを持ち合わせて

おりませんので、この場でのお答えはできかねます。

申し訳ありません。よろしく願いいたします。

川崎会長

猪口委員よろしいですか。

では、服部委員よろしく願いします。

服部委員

愛知県聴覚障害者協会の服部と申します。

今のお話を聞いて、ちょっと私の中でイメージがちょっと整理できないのですが、確認というか、お尋ねなんですけど、地域生活支援拠点等と言いますと、イメージ的にはグループホームみたいな、そういったところと思ってよろしいでしょうか。

私の愛知県聴覚障害者協会の事業の中に介護事業があります。

熱田区のほっとくるという所と、豊川の笑おう舎という介護事業ですが、地域活動支援または訪問介護支援をやっているんですけど、実際に利用者が生活できるようなグループホームまたは老人ホームはやっていないんです。

聴覚障害者の高齢者の中には一人暮らしをしている方がいらっしゃいます。

この方たちの中には一般のグループホームまたは老人ホームに入る方法があるけど、そういった施設では残念ながら手話でコミュニケーションをとることができず、自分の伝えたいことがなかなか伝わらないなどの理由で、グループホームや老人ホームには入らず、自分の家の方がいいという考えを持っている方がおられます。

今回、聴覚障害者だけでなく、いろいろな障害者が集まって、その中でそれぞれの障害者の特性特徴に合わせた、グループホームを作るものと受け止めてよろしいでしょうか。

そのあたりのイメージが私の中でまだ整理できていないものですから、詳しく御説明いただければありがたいと思います。

川崎会長

ありがとうございます。

それでは、これにつきましても、事務局の方から御回答をお願いします。

障害福祉課 加藤（千）課長補佐

まずは地域生活支援拠点等とは、というところから少し説明をさせていただきますと、障害児者の重度化、高齢化や親亡き後を見据えた居住支援のための機能を地域生活支援拠点等と言っております。

居住支援のための機能は具体的には5つございまして、相談支援、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり、この5つの機能を備えたものを、地域生活支援拠点等と言っております。

市町村によって、どのような整備形態をとられるかは分かれるところではございますが、多くの市町村は面的整備というような形をとってみえまして、相談につきましても相談支援の事業所・基幹相談センターなどで対応されていて、緊急時の受け入れは短期入所の事業所、体験の機会・場につきましてもグループホームであつたり入所施設であつたりとかを活用されていることが多いようです。

専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりにつきましても、先ほどの相談と同じく基幹相談支援セ

ンター等が担われていることが多い、このように分担をして面的整備といった形で地域生活支援拠点をつくる、というような市町村が多いようです。

一方、1つのところに機能をまとめられている市町村もございまして、そのような場合につきましては、障害者入所施設であったり、グループホームですべての機能を担うというような形をとられているところもございます。

グループホームを作ることかという趣旨のお尋ねでございましたけれども、必ずしもグループホームを新たに作るというものではなく、既存の機能を使われているところ、また既存の機能を充実させているところが多いというような現状です。

以上で説明を終わらせていただきます。

川崎会長

ありがとうございました。服部委員よろしいですか。

では、高橋美絵委員をお願いします。

高橋（美）委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋と申します。

この地域生活支援拠点についてなんですけれども、私どもの団体でも岡崎市で委託相談事業を受けておりまして、岡崎市の障害福祉課とも話をしているんですけれども、この整備に対して県の予算などの計画があるのか、岡崎の方はお金をかけずに整備する話を決めたので、岡崎が中核市なのでできないのか、県として予算がないのかを聞きたいと思います。

川崎会長

ありがとうございます。

それでは、これにつきましても、事務局の方から御回答をお願いします。

障害福祉課 加藤（千）課長補佐

地域生活支援拠点等の整備そのものに対する予算というものは県としても国としても無いような状況でございます。

けれど、先ほど申しましたように面的整備であったり、新たにグループホーム、入所施設等を作られるといった建設を伴うものについては、他の既存の整備費等が活用される場合もございます。

そういった状況ですので、高橋委員から御質問のあった地域生活支援拠点等の整備そのものに対する補助予算については、ないのが現状であります。

高橋（美）委員

体制整備というと、どうしても24時間体制を確保するために人件費等の費用が必要になる。

相談支援事業所の職員や緊急応対をした時の費用が必要になることから、県独自の予算などがあるといいなという希望だけはお伝えしておきます。

障害福祉課 加藤（千）課長補佐

ありがとうございました。

川崎会長

ありがとうございます。
では、岡田委員どうぞ。

岡田委員

愛知県自閉症協会つばみの会の岡田です。

資料3の1ページの現状とか評価とか分析を読ませて頂いて、私たち知的障害とか発達障害の方は、親が高齢化されて、親亡き後とか、例えば親が老齢になられて親のほうで老人施設へ入られるって例も出てまいりました。

そういう場合に、障害の方は本人がグループホームとかその緊急なところに行くっていうのは、自閉症などの特性がある方にとっては難しいので、親は施設へ入られるけれども、本人はそのまま自宅で生活するっていうプランがあってもいいんじゃないかと最近特に考えていまして、親が老人施設に入られて、御本人は居宅介護とか訪問ヘルパーのサービスを使われて自宅へそのまま、例えば権利擁護については、成年後見制度などを利用しながら住み続けるっていうことが可能だと思います。

ぜひ、慣れた自宅に自分は住み続けるっていう方策があってもいいんじゃないかと思えます。

この地域生活支援拠点もとてもいい施策だと思うんですが、なかなかグループホームができていけない現状や、ショートステイの体験利用も空きがない等の理由で必要としている人が利用したい時にすぐ利用できるような制度になっていないように思います。

色々な方法があることをお示しいただいて、障害者が地域で自分なりに生活していける方策を考えていただけたらありがたいと思います。

よろしくお願ひします。

川崎会長

ありがとうございます。
これについて、事務局からコメントはありますか。

障害福祉課 加藤（千）課長補佐

御意見ありがとうございました。

障害のある方が、安心して、住み慣れた地域で暮らしていただくというのが一番の根本の考え方でございますので、整備の目的というのも入所であったりグループホームであったりとかを、決して進めるものではないというふうに思っておりますが、今一度その市町村職員と今度会う機会がございますのでそういった御意見もお伝えできればというふうに思っております。

よろしくお願ひいたします。

川崎会長

岡田委員よろしかったでしょうか。

私からも1つ質問してよろしいでしょうか。私がこんなこと聞いてはいけないのかもしれませんが、高橋委員の意見に関連してですけれども、地域生活支援拠点を整備するにあたっては補助はないということですが、運営にあたっては国からのそういった話はないのでしょうか。

まだ、現段階ではないのか、そのような予定もないのか、そういった情報は無いのでしょうか。

障害福祉課 立花主幹

障害福祉課の立花と申します、よろしく申し上げます。

域生活支援拠点のハードの面での補助は、社会福祉整備費補助金で既存の制度を使ってというのがあります。

ソフト面でどうかという会長さんからのお話なんですけれども、平成30年度の報酬改定の中で地域生活支援拠点等の機能強化という名目で、例えば相談支援事業所、先ほど高橋委員から委託相談支援事業所に対して何かこう、経済的な支援がないかというようなお話がございましたけれども、例えば特定相談支援事業所に地域移行とかのコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置して連携する短期入所への緊急時の受入れ対応、こういったものは報酬上評価されていまして、地域生活支援拠点等相談強化加算というのが、一回当たり700単位ということで、7,000円程度の報酬が加算されております。また、緊急時の受入れ対応の機能強化ということで緊急受入れをした場合、昨年までは120単位のところ180単位という形で報酬上も拡充されております。それから体験の機会・場の機能の強化として、体験利用加算というのが以前は300単位だったのが500単位という形で拡充されているというようなことで、川崎会長からの御質問には報酬上の加算という形で相談支援事業所等にインセンティブを働かせるような改定がなされているところでございます。

川崎会長

ありがとうございました。大変勉強になりました。

他に御意見等はいかがでしょうか、よろしいですかね。

この地域生活支援拠点等は平成32年度末までに整備をするということだと思っておりますが、各市町村をみると32年度のギリギリに丸がつけてありますが、これは今のところまだ検討していない、最後に一気にやるという感じなんですかね、きっと。

県としてもできるだけ、今後の会議等でできるだけ各市町村で進めていただくような指導をよろしく申し上げます。他にはよろしいでしょうか。

それでは、他に御質問等もないようですので、地域生活支援拠点につきましては、今の皆様方の御意見を踏まえまして、引き続き検討をお願い申し上げます。

15 報告事項(2) 第2期愛知県特別支援教育推進計画の策定について

川崎会長

続きまして、報告事項2「第2期愛知県特別支援教育推進計画の策定について」を事務局から説明をお願いします。

特別支援教育課 神本課長補佐

愛知県教育委員会特別支援教育課 神本と申します。

資料ですが資料の4、それから5-1、5-2の3枚を準備をしております。そちらの方を見ていただければと思います。

平成26年の3月に策定した現在の愛知県特別支援教育推進計画ですが、各校種つまり幼稚園、保育所、小中学校、高等学校、特別支援学校ごとに現在の特別支援教育の課題と、それに対する推進方を掲げ、様々な取組を進めてまいりました。その計画が今年度末で終了しますことから新たな特別支援教育推進計画を策定しているところでございます。

資料の4が次期推進計画の概要版でございます。

別紙の資料5-1と資料5-2につきましては、

現行の推進計画の進捗状況、達成状況でございます。本日は新たな推進計画の方の説明を中心にさせていただきますので、資料5-1と5-2につきましては御覧おきいただければと思います。

では、資料4を御覧ください。左側の下半分でございますが、新たな計画のイメージ図を載せております。すべての校種に特別な支援を必要とする子どもたちがいるという認識のもと、特別支援教育の一層の推進を図るためには、各学校の校種間の連続性（つながり）を意識し、それぞれの課題に対して全校種で取り組むことが大変重要であると考え、四つの柱とそれぞれの校種の取組をまとめたイメージ図にしてあります。

資料4の右半分を御覧ください。四つの柱ごとにそれぞれ取り組むべき方策のポイントのみ書かせていただいております。

一つ目の柱ですが、「多様な学びの場における支援・指導の充実」としてあります。個別の教育支援計画、個別の指導計画等の支援情報の作成率・引継ぎ率の向上と活用を引き続き図ってまいりたいと考えております。

二つ目の柱ですが、「教員の専門性の向上」を掲げております。人事交流の活性化による特別支援教育のリーダーの育成や特別支援学校教諭等の免許状の取得率向上をさらに進めてまいります。

三つ目の柱ですが、「教育諸条件の整備」です。知的障害と肢体不自由の学級を併置する新タイプの学校の整備、岡崎特別支援学校の早期移転の検討、高等学校における「通級による指導」の設置拡大などに今後努めてまいります。

四つ目の柱ですが、「卒業後の生活へのスムーズな移行」です。特別支援学校における就労アドバイザーの増員及び関係機関との更なる連携に努め、卒業後の自立した生活を支えていきたいと考えております。

この新たな計画ですが、現行計画と同じく策定期間は5年間としております。

今後ですが、12月下旬に策定し公表の予定で進めております。

今後も新たな計画の下、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

川崎会長

ありがとうございました。ただいま御説明をいただきましたけども、これに対して、皆様方から御意見や御質問等があればお願いいたします。

では、井上委員お願いします。

井上委員

シンセサイズ中部の井上と申します。

中学や高校の授業のカリキュラムで精神障害に関わる座学が行われようとしていますが、その中に当事者の体験談が加わるといいと思います。

ドクターの知識ではなく、当事者のフラットな視線のリアルな体験談こそ、生徒さんの心に届く実りある授業になるのではと思っております。よろしくお願ひします。

川崎会長

ありがとうございました。これにつきましてはいかかですか。

特別支援教育課 神本課長補佐

ありがとうございます。御意見を頂きましたので、今後の参考にさせて頂きたいと思います。

川崎会長

井上委員よろしいですか。

では、服部委員お願いします。

服部委員

愛知県聴覚障害者協会の服部と申します。

質問と意見があります。

まず、質問ですがスクールカウンセラーの派遣と書いてありますが、聞こえない立場として言いますと、聾学校で同じような聾者が集まるところとして、精神的に学校生活で色々についていけないとか、うつ病とかになったりとか、そういった例が最近ちょっと起きていると思いますけど、スクールカウンセラーを置くことについて私は賛成なんですけどもこちらについては、特別支援学校は書いてありますけども、ここには聾学校も含まれるという意味で受け止めてよろしいのでしょうか。

それから意見ですけども、先ほど説明しましたように愛知県の手話言語障害者コミュニケーション条例の中の条文を読みますと、聾学校、または学校設置者の支援者が手話を獲得するような場を与えるという文章が条文の中に付いてると思います。そちらの方に従って計画をうまく絡めることができないのかという、2つです。よろしく願いいたします。

川崎会長

ありがとうございます。それでは事務局からお願いします。

特別支援教育課 神本課長補佐

1つ目の質問ですが、これは聾学校も含まれます。具体的に言うと盲、聾、知的、肢体、病弱すべての学校でスクールカウンセラーを利用できるようにという計画です。

それから2つ目ですが、手話言語条例に基づいて、うまく計画と絡めることができないかということですが、直接的にこの条例のことを触れているわけではありませんが、当然この計画は県の計画ですので、こういった条例のことも踏まえて作成はしております。もちろん関係する部分はあるかと思いますが、今後は意識して御意見を参考にしていけることができればと考えております。

川崎会長

ありがとうございます。服部委員よろしいですか。

服部委員

もう1つお願いします。

御説明ありがとうございました。手話言語条例ですけれども、制定してから3年が経過しました。実際、条文の中に合っている部分もあれば、まだまだ合っていない部分もあると思います。

ですから、条例が形だけの条例で終わらないように、切に願っております。

特別支援教育課 神本課長補佐

御意見として、今後参考にさせて頂きたいと思います。ありがとうございます。

川崎会長

よろしくお願ひします。他にはよろしいですか。

では、岩田委員よろしくお願ひします。

岩田委員

愛知県セルフセンターの岩田です。よろしくお願ひします。

4番の卒業後の生活へのスムーズな移行というところで、私も事業所を開設しておりまして、よく相談を受けるのが、卒業後どういった手順で就職に繋げるかっていう手順が分からないケースが、担任の特別支援学校の先生も保護者の方も分からないケースがありますので、ちょっと私マニュアルみたいなものを見たことないんですが、まず福祉課に行くとか、相談支援サービス事業所を探す手順とかそういった何かマニュアルがあるといいなという事を常々思っています。

そういったものがあれば、もうすでに出来ているのであれば申し訳ありませんが、先生方もそういったものがあるといいなと思っております。以上です。

川崎会長

ありがとうございます。これにつきまして、マニュアルはありますか。

特別支援教育課 神本課長補佐

今の質問は、特別支援学校に関する事ということでよろしいでしょうか。

岩田委員

違います。福祉サービスを利用する手順のようなものです。私どもでいうと生活介護とかB型事業所に繋げる手順です。福祉課にまず行くとか相談支援サービス事業所を自分で探すとかそういった順番です。

突然事業所に見学させてくださいと来てしまった場合、相談支援サービス事業所と全くつながっていない方とかもお見えになったりしますので、そういった場合の手順がどこかにマニュアル化されているのかどうかというところです。

保護者の方や特別支援学校の低学年の先生とか、そういったところまで分かっているのかなっていうところも思ったりしています。

すみません。まとまらなくて。

特別支援教育課 神本課長補佐

特別支援学校ですが、小学部中学部高等部、そういった子どもたちがおります、中には幼稚部のある学校もあります。

その中には地域支援部であったり、進路指導部といった専門の部署がございますので、その先生方が日頃情報を集めて、しっかり取り組まれているというふうに認識しております。

ですので、そういったことをよく知らない先生もいるかと思いますが、まず学校の中で詳しい方にしっかりお話を聞くということが大事かなというふうに思います。

それから、保護者の方に分かりやすく説明するということが非常に大切なことでもありますので、県としても、そういった情報をしっかり学校の方にも落としながら、指導してまいりたいというふうに思います。御意見ありがとうございます。

川崎会長

ありがとうございます。それぞれの地域に相談支援事業所というものがあるので、そちらと学校の先生で連携されて、実習をすとか、そういうケースが結構多いんじゃないかなと私自身は思います。

岩田委員

結局、そこで手順をお教えするみたいな形がよくあるものですから、まず相談支援事業所を探してくださいというところから説明することが、事業所としての1つの役割かなと思っていますが、そういったことも特別支援学校で進路的に説明があればいいかなと思います。

川崎会長

ありがとうございました。今後もそのように指導の方をお願いしたいと思います。
では、徳田委員お願いします。

徳田委員

愛知県弁護士会の徳田と申します。

私のほうからは質問と意見、激励も込めてというところではありますが、後で読んでおいてくださいと言われた資料についてで、恐縮なんですけど資料5の1の記載に関して質問でございます。

すいません、私自身の知識不足等もあるかもしれませんが、まずこのですね、左の一番上の1の(1)、他にも統計でパーセンテージで達成率が全部右の方も含めて示されております。

目標はもちろん全部100%を目指されているわけなんですけれども、気になりましたのは特別支援学級と通常の学級という分け方で達成率が記載されておりますけれども、通常の学級の達成率がそれだけ低いというところが出ているかというふうに思います。

統計学的な話というか基本的な質問で大変恐縮なんですけど、まずこれのパーセンテージを求める時の母数として、支援を必要とする児童というのが一体何を指すのか、どこまでを指すのかによってパーセンテージが大きく変わってきているのかなって思うんですけど、可能な範囲で御説明を頂きたいということと、達成が難しい理由というのを普通学級においてはなかなか難しいという特段の理由というものが御説明いただけるようであればしていただいたうえで、それに対する課題、こういったものをどういった形で分析されているかということをお聞きしたいというのがまず1つです。

ちょっと、1つの中にたくさん質問が含まれていまして、恐縮です。

2つ目ですが、資料4の本体の裏側の表になっている部分の右側のページの2 教員の専門性の向上というところですね、4つ目のところで通級による指導での研修の充実と拡大というところがあります。これ高等学校のみということなんですけど、小中に関しては具体的な検討がなされていないのかどうかということをお聞きしたい。

私としては、なるべく若い時から小さい時からの誤理解とか、教員の不適切な対応とかが、重複した障害に繋がっていったりとか、生きづらさ等に繋がっていると感じますので、小中に関して、なぜ教員の専門性の向上というものが図られないのかなというのをお聞きしたいところです。というか求めていきたいところでございます。

それに関連してなんですが、右側の方のページの計画イメージ図 1 多様な学びの場における支援指導の充実というところで、基本的な用語の説明で大変恐縮なんですが、通級による指導というのが普通学級に所属されているお子さんについての特別に必要な支援という理解なんですけれども、これは通常の学級と別なんですかね、通級による指導はこの通常の学級につながるのか、それとも通常の学級の中で通級による指導というカテゴリーに入らないお子さんを前提にされての表なのかって事をすいません補足的に御説明いただきたいと思います。

もしかしたら先ほどのパーセンテージとの絡みでも問題になってくるかもしれないと思っております。

最後にすいません、教員の専門性の向上とありますが、今、服部委員の方からもお話がありましたように、例えば手話を子供たちが学ぶ機会があってもいいと思うし、以前、子供たち用に配って頂いたリーフレットを別の形で活用しようとしてくださってるのはすごくありがたいなというふうに思いますが、ああいったリーフレットを使う機会が支援の必要なお子様からの視点だけじゃなくて、普通学級に通っている子供たちからの視点でというのが、まさに学びの場になると私は考えているのですが、そういった観点からの何か取組のようなものっていうのは、今後検討いただける余地はあるのかなということをお聞きしたい。

これは意見に近いかもしれませんが、やはり障害者権利条約でいうインクルーシブ教育というものが本来のあるべき形と言われております。この具体的な取組が今後たくさんされようとしていることには大変大きな期待をしているので、是非頑張っていただきたいなというふうに思っております。

多くてまとまりがなく申し訳ありませんが、可能な範囲で結構ですのでお答えいただければと思います。

川崎会長

ありがとうございました。それでは御回答の方をお願いします。

特別支援教育課 鈴木主査

特別支援教育課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

大きく4つに分けて質問されたと思いますので、順に説明をさせていただきたいと思います。

1つ目が、資料5の1の(1)個別の教育支援計画の作成率についての御質問だったと思います。

こちらは、今回の学習指導要領の改訂に伴いまして、小学校も中学校も特別支援学級それから通級による指導を受けている児童生徒につきましては、全員作成するというふうに定められましたので、今後この数値は100%になるというのが原則となりますことを最初に申し上げたいと思います。

それから、通常の学級において特別な支援を必要とする児童生徒というのはどういう子であるかということと数値が低くなっていることについてですが、これは基本的に学級担任、特別支援教育コーディネーター、管理職等を含めました特別支援教育校内委員会を開きまして、日ごろの生活等を見たり、文科省が出している指標に照らし合わせたりして判断しています。そして、通常の学級の場合は、作成には保護者の同意が必要ですので、必ずしも作成するということには繋がらないということで、このような数値になっております。

今後、特別な支援を必要とする子については、上級学校あるいは社会に出ていくために、支援は継続してなされていくべきだと考えますので、個別の教育支援計画作成の意義を、保護者にこれから十分伝えていって、引継ぎの重要性を理解していただくことで、この作成率を向上させていきたいと考え

ております。それが、1点目です。

2点目は、高等学校の通級による指導については記載がありますが、小中学校にはないということだったと思います。

高等学校の通級による指導につきましては、平成30年度から始まったものですから、まだまだ通級による指導が十分普及されておられません。現時点では県内1校でモデル事業として、取り組んでいるという状況であります。

小中学校におきましては、これまでも毎年通級による指導担当教員のスキルアップ研修等を開催しておりますので、高等学校に特化して、通級による指導を充実させていきたいという意味で書かせていただいております。

続きまして、3点目です。通級による指導の定義についてでございますが、通級による指導につきましては、籍は通常の学級でございます。

各教科の指導は主として通常の学級で受けるわけですが、障害の状況等に応じて、自立活動等の特別な指導を、週2時間とか週1時間、特別な場所で受けるというのが通級による指導です。ほとんどは通常の学級で授業を受けます。

4点目でございますが、通常の学級の子供にも特別支援教育の考え方や、そういう機会があってもよいのではないかというお話だと思います。交流及び共同学習というものがあり、特別支援学校の子供が居住地の学校へ行って一緒に授業を受けたり、特別支援学校と地域の学校間の交流をしたりする機会があるものですから、実際に特別な支援が必要な子供たちと通常の学級にいる子供たちの交流の機会は多く設けられております。つまり、そういう子供たちと接する機会は十分もたれていると思います。ただ地域によってはそういう場がもてないところもありますので、障害のある子とない子が一緒に交流をしたり活動したりする機会がもてるよう、今後とも推進をしていきたいと考えております。

川崎会長

ありがとうございました。徳田委員よろしいですか。

だいぶ時間も迫ってきていますが、古家委員お待たせしました、どうぞ。

古家委員

古家です、先ほどインクルーシブ教育というのを中心に話をされているのかなと思って聞いているんですけども、今この資料を見させてもらうと、特別支援学校の話ばかりで一般校での特別支援学級の話がほとんど出ていない、今までも専門性の問題があったりだとか、なかなか伸びきらないところがあったりするのかなとは思ってるんですけども、やっぱり今力を入れているのは特別支援学級ではなく学校の方なんでしょうかっていうことが1点と、今までもカウンセリングだとか、コーディネーターだとか、相談員だとかっていろんな形が出てくる中で、実際自分が通っている病院のクリニックの先生と、あの相談員の方だとか、カウンセリングの方と話をしていると、何か真逆のことを言われてどう動いていいのかわからないという話も聞こえてくるので、色々な先生方の統一した答えっていうのがでてくるのかなって心配になる、色々なとこに相談しちゃうとかえって色々なことを言われちゃって分からなくなってきたりっていう方がいらっしゃるようなのでその辺もちょっと考えてほしいなと思いました。

特別支援教育課 鈴木主査

特別支援教育課の鈴木と申します。

本計画が特別支援学校に偏ったものではないかというような御意見をいただきました。決してそうではなく、インクルーシブ教育がより推進されていくことで、現在、特別支援学校に通っている子供、あるいは特別支援学級に在籍している子供については、本人、保護者の希望で通常の学級に在籍し、一緒に授業を受けようという形が増えてくるのではないかと考えられます。

逆に通常の学級で、教員の専門性の向上を図ったり、子供たちの障害に対する理解を深めていったりすることの重要性が、より地域の学校に求められるのではないかと考えております。

実際には、通常の学級でも特別支援教育に力を入れておりますことを御理解いただきたいと思っております。以上です。

川崎会長

ありがとうございました。古家委員よろしいですか。

ありがとうございました。では、事務局におかれましては、ただいまの御意見を踏まえまして第2期特別支援教育推進計画を進めていただくようお願いします。

16 名古屋城報告

川崎会長

本日の議題・報告事項は以上となります。

ここで私からも一件、御報告があります。前回の審議会、7月19日の時に名古屋城木造天守建替えにおけるエレベーターの問題で御審議いただきありがとうございました。

事務局と相談しまして要望書という形で、去る10月2日に名古屋城の事務局の方に要望書を提出しました。既に委員各位には、文書等でお知らせしておりますが、改めて報告させていただきます。

ありがとうございました。

17 その他

川崎会長

それではせっかくの機会ですので、後5分ほどございますので、会議全体を通して、御意見・御質問はありませんでしょうか。

では、井上委員お願いします。

井上委員

瀬戸の方で当事者サークルをやっております井上と申します。

ピアサポーターの件につきましてですね、ピアサポーター登録してそのつもりでいるんですけども全く連絡がないと言いますか、PSW協会がちょっと難航というか事業がうまくいっていないような印象を受けてるんですけども、この辺はどういう把握をされているのかお聞きしたいです。

こころの健康推進室 八木室長

こころの健康推進室長の八木と申します。どうぞよろしく願いいたします。

ピアサポーターの派遣の関係ですね、井上委員はピアサポーターの研修を受けていただいたということで、ありがとうございます。

ピアサポーターですけども、色々な所で当事者の方にお話をさせていただくことは大事なことで、昨年度から県の方でPSW協会の方に委託して派遣を実施しております。

今年も実施しております、昨年度の例ですと半年間ぐらいの間で何箇所かで事業を実施いたしました。

井上委員

本年度は登録した者同士が名簿を共有できるっていうお話だったんですけども、名簿も届いてないんです、その辺がどうなってるのかなと。昨年度の活動は聞いているんですけども、今年の動き、もう12月ですけども、名簿も届いていないのでどうなっているのかなと思ひまして。

ピアサポーターの担当者にも確認したんですけども、PSW協会に一任しているとのことでした。

PSW協会に全く動きがない状況に見えるんです。

こころの健康推進室 八木室長

こころの健康推進室の八木です。分かりました。

この事業は精神保健福祉センターで実施していますので、一度ですね、どのような状況なのかを精神保健福祉センターの担当者にも確認します。PSW協会に一任していると言っても、これは県の大事な委託事業ですので、確認させていただきます。

また、名簿を交換する件はちょっと存じ上げなかったものですから、そういう話となっているんですしたら、速やかに対応するよう伝えていきたいと思っております。

12月で残るところあと3ヶ月ということなのに、大変申し訳なかったと思ひますので、しっかり伝えて、対応したいと思ひます。

井上委員

PSW協会に投げてるところで、構造的に問題があるんじゃないかと、前回の審議会で申し上げましたけれども、実際に動いてないので、もうちょっと何か打開策はないのかなということをご意見を言わせていただきたい。よろしくお願ひします

川崎会長

それでは、一度確認いただいて、回答をお願いします。

では、高柳委員どうぞ。

高柳委員

愛知県精神障害者家族会連合会の高柳と申します。

今の件ともう1点ですが、このピアサポーターの研修というのは、2019年度も続けられる予定でしょうか、どのような規模でどんなふうにするのが分かりましたら。

もう1点は先ほど高橋委員が財政のことについてどうかということで、地域支援拠点の問題ですね、2年くらい前に自立支援協議会の方で、2件ほど、豊橋と名古屋のところで拠点ができた旨報告を頂いたのですが、先ほど15市町27.7%という数字を教えていただいたんですけども、県はどのように財政のこともありますが、市町村の手当はどんなふうに進めてみえるのかお伺ひします。

こころの健康推進室 八木室長

こころの健康推進室の八木と申します、高柳委員からは2点御質問いただきまして、そのうち私からは1点目のピアサポーターの派遣等の関係で来年度はどうでしょうかという御質問と受け止めまし

たけども、来年度の予算上の話でもあるため、この場でこうですとか、規模はこうですということは、今財政議論をしているところでございますので、明確なお答えは大変恐縮なんですけども、ただ私どもとしては、県として大変大切な事業であることは認識しており、非常に好評な事業ですので、引き続き実施してまいりたいという強い考えを持っております。

そのつもりで、現在予算要求をしておりますので、よろしくお願いします。

障害福祉課 立花主幹

障害福祉課の立花です。

高柳委員から地域生活拠点のことで御質問がございました。自立支援協議会で2年ほど前に、2箇所名古屋市と豊橋市に整備されたということで、いずれも面的整備だったわけなんですけれども、経済的な支援というところでは、先程の報酬改定の中で国の方から手当されているという状況で、県単独でというところはございません。ただ地域生活支援拠点の名前だけが一人歩きして形だけ作っても、それは全然、地域の障害のある方たちのためになりませんので、まずは相談支援体制、これがしっかりと地域の中で敷かれていないと、地域生活支援拠点というのは機能しない。

このため県の方では、地域アドバイザーという方を圏域ごとに1名配置しておりますして、地域の自立支援協議会、地域の相談支援体制の中のアドバイザー的な役割をさせていただき、市町村への支援をさせていただいております。

先ほど報告がございましたけれども、来週の火曜日に近県の方を含め、厚生労働省と共催でブロック会議を開催して、整備済みのところは実際にきちんと機能しているのかしていないのか、整備が進まないところは何が問題なのか、これは地域の地域分析をしていただかないと進まない話ですから、その辺りをグループワークみたいな形で意見交換をしていただいて、そこから得られる色々な情報や知見を地域に持ち帰って進めていただくと、そういった形のソフト面での支援を県の方でさせていただいているところでございます。以上です。

高柳委員

コア機関というようなことに任せて、手を離れたから市町でやってくださいだと、なかなか進まないような気がします。

障害福祉課 立花主幹

高柳委員からお話のあったコア機関チームというのは、精神障害の方の精神科病院からの退院の時の地域の顔の見える支援体制の話なので、地域生活支援拠点の話とは異なりますので、御承知いただきたいと思います

川崎会長

ありがとうございます。

まだ意見交換をされたい方もいらっしゃるかと思いますが、時間が過ぎておりますので本日の会議はこれもちまして終了したいと思います。よろしいでしょうか。

では、事務局においては、今日出ました御意見や御質問をもとに障害者支援施策の一層の推進を図っていただくようお願い申し上げます。

では、事務局にお返しします。

18 閉会

障害福祉課 植羅課長

障害福祉課長の植羅と申します。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中を長時間にわたりまして、活発な御審議いただきましてありがとうございました。

議題・報告事項あわせて本日3点について御意見を賜りました。手話言語障害者コミュニケーション条例に基づく施策の推進、地域生活支援拠点の整備、特別支援教育推進計画等、大変貴重な御意見を賜りましたので、頂いた御意見を参考に今後の施策に反映させてまいりたいと思います。

なお、今年度最後の障害者施策審議会につきましては、年明けの3月に開催する予定としております。改めてご案内を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、本日の審議会を終了させていただきます、ありがとうございました。

以上で、平成30年度第2回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 _____ 印

署名人 _____ 印